

建 具 製 作 技 能 検 定 試 験 の  
試 験 科 目 及 び そ の 範 囲 並 び に そ の 細 目

令 和 2 年 2 月

厚 生 労 働 省 人 材 開 発 統 括 官

1. 1級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・1ページ  
制定 昭和35年度 改正 平成18年度  
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2. 2級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・9ページ  
同 上
3. 3級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・17ページ  
制定 平成5年度 改正 平成18年度  
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
4. 基礎級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・21ページ  
制定 平成5年度 改正 平成18年度

1 1級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建具製作の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建具一般 建具の種類及び構造</p> <p>2 建築物一般 建築物の種類及び構造</p> <p>3 製 図 日本産業規格に定める図示法及び材料記号</p> <p>4 電 気 電気用語</p>	<p>建具の種類及び構造について一般的な知識を有すること。</p> <p>建築物に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 建築構造様式の名称及び特徴 (2) 建築物の開口部、内部造作等の名称及び形式 (3) 建築物の採光、照明及び換気と建具との関係</p> <p>次に掲げる日本産業規格に定める図示法及び材料記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 建築製図通則 (J I S A 0150) (2) 建具記号 (J I S A 0151) (3) 製図総則 (J I S Z 8310) (4) 製図—製図用紙のサイズ及び図面の様式 (J I S Z 8311) (5) 製図—表示の一般原則—線の基本原則 (J I S Z 8312) (6) 製図—文字 (J I S Z 8313) (7) 製図—尺度 (J I S Z 8314) (8) 製図—投影法 (J I S Z 8315) (9) 製図—図形の表し方の原則 (J I S Z 8316) (10) 製図—寸法記入方法—一般原則、定義、記入方法及び特殊な指示方法 (J I S Z 8317) (11) 製図—長さ寸法及び角度寸法の許容限界記入方法 (J I S Z 8318)</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電 流 (2) 電 圧 (3) 定格出力 (4) 接 地</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>電気機械器具の使用方法</p> <p>5 関係法規            建築基準法(昭和25年法律第201号)関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)関係法令、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年第104号)関係法令のうち、建具製作に関する部分</p> <p>6 安全衛生            安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>7 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目            イ 木製建具手加工作業法            木製建具用材料の種類、</p>	<p>電気機械器具の使用方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電動機の回転方向の変換方法            (2) 電動機に生じやすい故障の種類及び対策            (3) 開閉器の取付け及び取扱い            (4) 回路遮断器の性質及び取扱い</p> <p>1 建築基準法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係法令のうち、建具製作に関する部分について一般的な知識を有すること。            2 建築工事標準仕様書に定める仕様のうち建具工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 建具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。            (1) 機械、器工具、材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法            (2) 安全装置、換気装置並びに保護具の性能及び取扱方法            (3) 作業手順            (4) 作業開始時の点検            (5) 建具製作作業に関して発生するおそれのある災害並びに疾病の原因及び防止対策            (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持            (7) 事故時における応急措置            (8) 建具製作作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(建具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること</p> <p>1 木製建具に使用される木材及び木質材料の種類、規格、性質及</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>規格、性質及び用途</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p> <p>木工用器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>寸法取りの方法</p> <p>木材工作の方法</p>	<p>び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる木材及び木質材料以外の木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。  (1) 竹材 (2) 合成樹脂製品 (3) ガラス  (4) 紙及び布製品 (5) 木製建具用金物類</p> <p>3 木製建具製作に使用する接着剤の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 木製建具製作に使用するくぎ、ねじ等の緊結材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 木材の乾燥方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定  (3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 次の木工機械の種類、規格、構造及び使用方法  イ 木工のこ盤 ロ かんな盤  ハ ほぞ取り盤 ニ 木工せん孔盤  ホ サンダ ヘ 木工工具研削盤  ト 木工用圧縮盤  (2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法  (3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類及び特徴</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 定規及び計測器の種類、規格及び使用方法  (2) 手工具の種類、使用方法及び手入れの方法  (3) 電動工具及び空圧工具の種類、調整方法及び操作方法  (4) 研磨用工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>木製建具の寸法取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 図面に基づいて寸法取りする方法  (2) 現場寸法取りの方法</p> <p>1 木材の状態及び用途に応じた木取りの方法及び材料の拾い出しの方法について詳細な知識を有すること。  2 木材の切削加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>組立て、仕上げ及び建付けの方法</p> <p>関連設備の種類及び用途</p> <p>ロ 木製建具機械加工作業法 木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>有すること。</p> <p>(1) 鋸断 (2) 平面切削 (3) せん孔 (4) 仕上げ切削</p> <p>3 接合に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 組手及び継手の加工方法 (2) 次の接合の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ ほぞ、組手等による接合 ロ 板はぎ及び長さはぎによる接合 ハ くぎ、ねじ等による緊結 ニ 練付け、積層接着、成形接着等による接合</p> <p>(3) 用途に応じた接合の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる木製建具の組立て及び仕上げについて詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 板戸 (2) ガラス戸 (3) 障子 (4) ふすま (5) フラッシュ戸 (6) がらり戸</p> <p>2 建付け及び金具類の取付けの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 木工塗装に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装法の種類 (3) 塗装用材料の種類、規格及び用途 (4) 木工塗装の方法</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 乾燥設備 (2) 除じん設備 (3) 焼却設備</p> <p>1 木製建具に使用される木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる木材及び木質材料以外の木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 竹材 (2) 合成樹脂製品 (3) ガラス</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p> <p>木工用器工具の種類、規格及び使用方法</p>	<p>(4) 紙及び布製品 (5) 木製建具用金物類</p> <p>3 木製建具製作に使用する接着剤の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 木製建具製作に使用するくぎ、ねじ等の緊結材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>(3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p> <p>イ 木工のご盤      ロ かな盤      ハ ほぞ取り盤</p> <p>ニ 木工せん孔盤      ホ サンダ      ヘ 木工工具研削盤</p> <p>ト 木工用圧縮盤</p> <p>(2) 次の木工機械の駆動法及び性能</p> <p>イ 汎用機      ロ 自動機      ハ 数値制御機械</p> <p>ニ 自動化機械</p> <p>(3) 木工機械の次の機構の一般的な構造及び機能</p> <p>イ 動力伝導機構      ロ 速度変換機構      ハ 送り機構</p> <p>ニ 刃物保持機構      ホ 空圧機構      ヘ 油圧機構</p> <p>ト 電子制御機構</p> <p>(4) 木工機械の電動機の種類及び特徴</p> <p>(5) 次の木工機械の調整方法</p> <p>イ 加工条件に応じた木工機械の調整方法</p> <p>ロ 木工機械の調整に使用する器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>法</p> <p>(6) 木工機械に用いる潤滑方法及び潤滑剤の種類及び特徴</p> <p>(7) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>法</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類、規格及び使用方法</p> <p>(2) 手工具の種類、使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 電動工具及び空圧工具の種類、調整方法及び操作方法</p> <p>(4) 研磨用工具の種類、規格及び使用方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ジグ及び取付け具の製作方法及び使用方法</p> <p>切削工具及び研削工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>寸法取りの方法</p> <p>木材工作の方法</p> <p>組立て、仕上げ及び建付</p>	<p>工作用ジグ及び取付け具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 工作用ジグの製作方法及び使用方法 (2) 取付け具の種類、特徴及び使用方法</p> <p>1 次に掲げる木工機械用切削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 丸のこ (2) 帯のこ (3) かんな刃 (4) フライス (5) ドリル</p> <p>2 木工機械用切削工具の研削方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる木工機械用研削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 研削といし (2) 研磨布紙</p> <p>木製建具の寸法取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 図面に基づいて寸法取りする方法 (2) 現場寸法取りの方法</p> <p>1 木材の状態及び用途に応じた木取りの方法及び材料の拾い出しの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 木材の切削加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 鋸<sup>きよ</sup>断<sup>だん</sup> (2) 平面切削 (3) 曲面切削 (4) せん孔 (5) 仕上げ切削</p> <p>3 接合に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 組<sup>く</sup>手<sup>て</sup>及び継<sup>で</sup>手の加工方法 (2) 次の接合の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ ほぞ、組<sup>く</sup>手<sup>て</sup>等による接合 ロ 板はぎ及び長さ<sup>はぎ</sup>による接合 ハ くぎ、ねじ等による緊結 ニ 練<sup>ね</sup>付け、積<sup>た</sup>層<sup>そう</sup>接着、成<sup>せい</sup>形<sup>けい</sup>接<sup>けつ</sup>着<sup>ちやく</sup>等による接合</p> <p>(3) 用途に応じた接合の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について詳細な知識を有すること。</p> <p>5 曲<sup>ま</sup>げ<sup>が</sup>木<sup>ぎ</sup>の方法について概<sup>がい</sup>略<sup>りやく</sup>の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる木製建具の組<sup>く</sup>立<sup>り</sup>て<sup>て</sup>及び仕<sup>し</sup>上<sup>じ</sup>げ<sup>げ</sup>について詳細な知識を</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>けの方法</p> <p>関連設備の種類及び用途</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれか一の科 目</p> <p>1 木製建具手加工作業</p> <p>寸法取り</p> <p>木取り</p> <p>型板及び型台の製作</p> <p>木製建具の工作</p> <p>建付け</p> <p>積算及び見積り</p>	<p>有すること。</p> <p>(1) 板 戸      (2) ガラス戸      (3) 障 子 (4) ふすま      (5) フラッシュ戸      (6) がらり戸</p> <p>2 建付け及び金具類の取付けの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 木工塗装に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装法の種類 (3) 塗装用材料の種類、規格及び用途 (4) 木工塗装の方法</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 受配電設備      (2) 乾燥設備      (3) 除じん設備 (4) 運搬設備      (5) 空圧設備      (6) 焼却設備 (7) その他の関連設備</p> <p>木製建具の寸法取りができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。 2 木取りができること。</p> <p>型板及び型台の製作ができること。</p> <p>1 現寸図の作成ができること。 2 木製建具の高度な墨付けができること。 3 器工具の調整及び使用ができること。 4 ジグの製作及び使用ができること。 5 木工機械による加工ができること。 6 接合及び接合のための加工ができること。 7 木製建具の部品の取付け並びに高度な組立て及び仕上げができること。 8 金具類の高度な取付けができること。</p> <p>木製建具の高度な建付けができること。 積算及び見積りができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 木製建具機械加工作業</p> <p>寸法取り</p> <p>木取り</p> <p>型板及び型台の製作</p> <p>木製建具の工作</p> <p>切削工具の研削及び調整</p> <p>研削工具の選択及び調整</p> <p>建付け</p> <p>積算及び見積り</p>	<p>木製建具の寸法取りができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。</p> <p>2 木取りができること。</p> <p>型板及び型台の製作ができること。</p> <p>1 現寸図の作成ができること。</p> <p>2 複雑なジグの製作及び使用ができること。</p> <p>3 木工機械による高度な加工ができること。</p> <p>4 接合及び接合のための加工ができること。</p> <p>木工機械用切削工具の研削及び調整ができること。</p> <p>1 研削といしの選択及び調整ができること。</p> <p>2 サンドの研削材の選択及び調整ができること。</p> <p>木製建具の高度な建付けができること。</p> <p>積算及び見積りができること。</p>

2 2級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建具製作の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建具一般 建具の種類及び構造</p> <p>2 建築物一般 建築物の種類及び構造</p> <p>3 製 図 日本産業規格に定める図示 法及び材料記号</p> <p>4 電 気 電気用語</p>	<p>建具の種類及び構造について一般的な知識を有すること。</p> <p>建築物に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 建築構造様式の名称及び特徴 (2) 建築物の開口部、内部造作等の名称及び形式 (3) 建築物の採光、照明及び換気と建具との関係</p> <p>次に掲げる日本産業規格に定める図示法及び材料記号について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 建築製図通則 (J I S A 0150) (2) 建具記号 (J I S A 0151) (3) 製図総則 (J I S Z 8310) (4) 製図—製図用紙のサイズ及び図面の様式 (J I S Z 8311) (5) 製図—表示の一般原則—線の基本原則 (J I S Z 8312) (6) 製図—文字 (J I S Z 8313) (7) 製図—尺度 (J I S Z 8314) (8) 製図—投影法 (J I S Z 8315) (9) 製図—図形の表し方の原則 (J I S Z 8316) (10) 製図—寸法記入方法—一般原則、定義、記入方法及び特殊な指示方法 (J I S Z 8317) (11) 製図—長さ寸法及び角度寸法の許容限界記入方法 (J I S Z 8318)</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電 流                      (2) 電 圧                      (3) 定格出力 (4) 接 地</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>電気機械器具の使用方法</p> <p>5 関係法規            建築基準法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係法令のうち、建具製作に関する部分</p> <p>6 安全衛生            安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>7 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目            イ 木製建具手加工作業法            木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>電気機械器具の使用方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電動機の回転方向の変換方法            (2) 電動機に生じやすい故障の種類及び対策            (3) 開閉器の取付け及び取扱い            (4) 回路遮断器の性質及び取扱い</p> <p>1 建築基準法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係法令のうち、建具製作に関する部分について一般的な知識を有すること。            2 建築工事標準仕様書に定める仕様のうち建具工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 建具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。            (1) 機械、器工具、材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法            (2) 安全装置、換気装置並びに保護具の性能及び取扱い方法            (3) 作業手順            (4) 作業開始時の点検            (5) 建具製作作業に関して発生するおそれのある災害並びに疾病の原因及び防止対策            (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持            (7) 事故時における応急措置            (8) 建具製作作業に関する安全又は衛生のために必要な事項            2 労働安全衛生法関係法令(建具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 木製建具に使用される木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。            2 次に掲げる木材及び木質材料以外の木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
木材の乾燥の方法	<p>(1) 竹 材           (2) 合成樹脂製品       (3) ガラス (4) 紙及び布製品   (5) 木製建具用金物類</p> <p>3 木製建具製作に使用する接着剤の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>4 木製建具製作に使用するくぎ、ねじ等の緊結材料の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥方法       (2) 木材の乾燥の程度の判定 (3) 木材の乾燥による欠陥</p>
木工機械の種類、規格、構造及び使用方法	<p>木工機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、規格、構造及び使用方法 イ 木工のこ盤      ロ かな盤 ハ ほぞ取り盤      ニ 木工せん孔盤 ホ サンダ          ヘ 木工工具研削盤 ト 木工用圧縮盤</p> <p>(2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類及び特徴</p>
木工用器工具の種類、規格及び使用方法	<p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類、規格及び使用方法 (2) 手工具の種類、使用方法及び手入れの方法 (3) 電動工具及び空圧工具の種類、調整方法及び操作方法 (4) 研磨用工具の種類、規格及び使用方法</p>
寸法取りの方法	<p>木製建具の寸法取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 図面に基づいて寸法取りする方法 (2) 現場寸法取りの方法</p>
木材工作の方法	<p>1 木材の状態及び用途に応じた木取りの方法及び材料の拾い出しの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 木材の切削加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 鋸<sup>きよだん</sup>断           (2) 平面切削       (3) せん孔 (4) 仕上げ切削</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>組立て、仕上げ及び建付けの方法</p> <p>関連設備の種類及び用途</p> <p>ロ 木製建具機械加工作業法 木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>3 接合に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 組手及び継手の加工方法</p> <p>(2) 次の接合の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ ほぞ、組手等による接合</p> <p>ロ 板はぎ及び長さはぎによる接合</p> <p>ハ くぎ、ねじ等による緊結</p> <p>ニ 練付け、積層接着、成形接着等による接合</p> <p>(3) 用途に応じた接合の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる木製建具の組立て及び仕上げについて詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 板戸 (2) ガラス戸 (3) 障子</p> <p>(4) ふすま (5) フラッシュ戸 (6) がらり戸</p> <p>2 建付け及び金具類の取付けの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 木工塗装に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果</p> <p>(2) 塗装法の種類</p> <p>(3) 塗装用材料の種類、規格及び用途</p> <p>(4) 木工塗装の方法</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 乾燥設備 (2) 除じん設備 (3) 焼却設備</p> <p>1 木製建具に使用される木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる木材及び木質材料以外の木製建具用材料の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 竹材 (2) 合成樹脂製品 (3) ガラス</p> <p>(4) 紙及び布製品 (5) 木製建具用金物類</p> <p>3 木製建具製作に使用する接着剤の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p> <p>木工用器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>ジグ及び取付け具の製作方法及び使用方法</p>	<p>4 木製建具製作に使用するくぎ、ねじ等の緊結材料の種類、規格、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>(3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p> <p>イ 木工のこ盤      ロ かな盤      ハ ほぞ取り盤</p> <p>ニ 木工せん孔盤      ホ サンダ      ヘ 木工工具研削盤</p> <p>ト 木工用圧縮盤</p> <p>(2) 次の木工機械の駆動法及び性能</p> <p>イ 汎用機      ロ 自動機      ハ 数値制御機械</p> <p>ニ 自動化機械</p> <p>(3) 木工機械の次の機構の一般的な構造及び機能</p> <p>イ 動力伝導機構      ロ 速度変換機構      ハ 送り機構</p> <p>ニ 刃物保持機構      ホ 空圧機構      ヘ 油圧機構</p> <p>ト 電子制御機構</p> <p>(4) 木工機械の電動機の種類及び特徴</p> <p>(5) 次の木工機械の調整方法</p> <p>イ 加工条件に応じた木工機械の調整方法</p> <p>ロ 木工機械の調整に使用する器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>法</p> <p>(6) 木工機械に用いる潤滑方法及び潤滑剤の種類及び特徴</p> <p>(7) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>法</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類、規格及び使用方法</p> <p>(2) 手工具の種類、使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 電動工具及び空圧工具の種類、調整方法及び操作方法</p> <p>(4) 研磨用工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>工作用ジグ及び取付け具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 工作用ジグの製作方法及び使用方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>切削工具及び研削工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>寸法取りの方法</p> <p>木材工作の方法</p> <p>組立て、仕上げ及び建付けの方法</p>	<p>(2) 取付け具の種類、特徴及び使用方法</p> <p>1 次に掲げる木工機械用切削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。  (1) 丸のこ (2) 帯のこ (3) かなな刃  (4) フライス (5) ドリル</p> <p>2 木工機械用切削工具の研削方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる木工機械用研削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。  (1) 研削といし (2) 研磨布紙</p> <p>木製建具の寸法取りに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 図面に基づいて寸法取りする方法  (2) 現場寸法取りの方法</p> <p>1 木材の状態及び用途に応じた木取りの方法及び材料の拾い出しの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 木材の切削加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 鋸断 (2) 平面切削 (3) 曲面切削  (4) せん孔 (5) 仕上げ切削</p> <p>3 接合に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 組手及び継手の加工方法  (2) 次の接合の種類、適用箇所及び方法  イ ほぞ、組手等による接合  ロ 板はぎ及び長さはぎによる接合  ハ くぎ、ねじ等による緊結  ニ 練付け、積層接着、成形接着等による接合  (3) 用途に応じた接合の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる木製建具の組立て及び仕上げについて詳細な知識を有すること。  (1) 板戸 (2) ガラス戸 (3) 障子  (4) ふすま (5) フラッシュ戸 (6) がらり戸</p> <p>2 建付け及び金具類の取付けの方法について詳細な知識を有する</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p style="text-align: center;">関連設備の種類及び用途</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 木製建具手加工作業</p> <p style="padding-left: 20px;">寸法取り</p> <p style="padding-left: 20px;">木取り</p> <p style="padding-left: 20px;">型板及び型台の製作</p> <p style="padding-left: 20px;">木製建具の工作</p> <p style="padding-left: 20px;">建付け</p> <p>2 木製建具機械加工作業</p> <p style="padding-left: 20px;">寸法取り</p> <p style="padding-left: 20px;">木取り</p> <p style="padding-left: 20px;">型板及び型台の製作</p>	<p>こと。</p> <p>3 木工塗装に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果</p> <p>(2) 塗装法の種類</p> <p>(3) 塗装用材料の種類、規格及び用途</p> <p>(4) 木工塗装の方法</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 受配電設備      (2) 乾燥設備      (3) 除じん設備</p> <p>(4) 運搬設備      (5) 空圧設備      (6) 焼却設備</p> <p>(7) その他の関連設備</p> <p>木製建具の寸法取りができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。</p> <p>2 木取りができること。</p> <p>簡単な型板及び型台の製作ができること。</p> <p>1 現寸図の作成ができること。</p> <p>2 木製建具の墨付けができること。</p> <p>3 器工具の調整及び使用ができること。</p> <p>4 ジグの製作及び使用ができること。</p> <p>5 木工機械による加工ができること。</p> <p>6 接合及び接合のための加工ができること。</p> <p>7 木製建具の部品の取付け並びに高度な組立て及び仕上げができること。</p> <p>8 金具類の取付けができること。</p> <p>木製建具の建付けができること。</p> <p>木製建具の寸法取りができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。</p> <p>2 木取りができること。</p> <p>簡単な型板及び型台の製作ができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>木製建具の工作</p> <p>切削工具の研削及び調整</p> <p>研削工具の選択及び調整</p> <p>建付け</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現寸図の作成ができること。</li> <li>2 ジグの製作及び使用ができること。</li> <li>3 木工機械による加工ができること。</li> <li>4 接合及び接合のための加工ができること。</li> </ol> <p>木工機械用切削工具の研削及び調整ができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 研削といしの選択及び調整ができること。</li> <li>2 サンダの研削材の選択及び調整ができること。</li> </ol> <p>木製建具の建付けができること。</p>

3 3級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建具製作の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建具一般 建具の種類及び構造</p> <p>2 建築物一般 建築物の種類及び構造</p> <p>3 製 図 日本産業規格に定める図示法及び材料記号</p> <p>4 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>建具の種類及び構造について概略の知識を有すること。</p> <p>建築物に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 建築構造様式の名称及び特徴</p> <p>(2) 建築物の開口部、内部造作等の名称及び形式</p> <p>次に掲げる日本産業規格に定める図示法及び材料記号について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 建築製図通則 (J I S A 0150)</p> <p>(2) 建具記号 (J I S A 0151)</p> <p>(3) 製図総則 (J I S Z 8310)</p> <p>(4) 製図—製図用紙のサイズ及び図面の様式 (J I S Z 8311)</p> <p>(5) 製図—表示の一般原則—線の基本原則 (J I S Z 8312)</p> <p>(6) 製図—文字 (J I S Z 8313)</p> <p>(7) 製図—尺度 (J I S Z 8314)</p> <p>(8) 製図—投影法 (J I S Z 8315)</p> <p>(9) 製図—図形の表し方の原則 (J I S Z 8316)</p> <p>(10) 製図—寸法記入方法—一般原則、定義、記入方法及び特殊な指示方法 (J I S Z 8317)</p> <p>(11) 製図—長さ寸法及び角度寸法の許容限界記入方法 (J I S Z 8318)</p> <p>1 建具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 木製建具手加工作業法</p> <p>木製建具用材料の種類及び用途</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工機械の種類及び使用方法</p> <p>木工用器工具の種類及び使用方法</p>	<p>(2) 安全装置、換気装置並びに保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 建具製作作業に関して発生するおそれのある災害並びに疾病の原因及び防止対策</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時における応急措置</p> <p>(8) 建具製作作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(建具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 木製建具に使用される木材及び木質材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる木材及び木質材料以外の木製建具用材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 竹材 (2) 合成樹脂製品 (3) ガラス</p> <p>(4) 紙及び布製品 (5) 木製建具用金物類</p> <p>3 木製建具製作に使用する接着剤の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>4 木製建具製作に使用するくぎ、ねじ等の緊結材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>(3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類及び使用方法</p> <p>イ 木工のこ盤    ロ かな盤    ハ ほぞ取り盤</p> <p>ニ 木工せん孔盤    ホ サンダ    ヘ 木工工具研削盤</p> <p>ト 木工用圧縮盤</p> <p>(2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類及び特徴</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>寸法取りの方法</p> <p>木材工作の方法</p> <p>組立て、仕上げ及び建付けの方法</p> <p>実 技 試 験 木製建具手加工作業 寸法取り 木取り 木製建具の工作</p>	<p>(1) 定規及び計測器の種類及び使用方法</p> <p>(2) 手工具の種類、使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 電動工具及び空圧工具の種類、調整方法及び操作方法</p> <p>木製建具の寸法取りに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 図面に基づいて寸法取りする方法</p> <p>(2) 現場寸法取りの方法</p> <p>1 木材の状態及び用途に応じた木取りの方法及び材料の拾い出しの方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 木材の切削加工に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鋸断<small>きよだん</small> (2) 平面切削 (3) せん孔</p> <p>(4) 仕上げ切削</p> <p>3 接合に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 組手<small>くみて</small>及び継手の加工方法</p> <p>(2) 次の接合の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ ほぞ、組手等による接合</p> <p>ロ 板はぎ及び長さはぎによる接合</p> <p>ハ くぎ、ねじ等による緊結</p> <p>ニ 練付け、積層接着、成形接着等による接合</p> <p>(3) 用途に応じた接合の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる木製建具の組立て及び仕上げについて一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 板戸 (2) ガラス戸 (3) 障子</p> <p>(4) ふすま (5) フラッシュ戸 (6) がらり戸</p> <p>2 建付け及び金具類の取付けの方法について概略の知識を有すること。</p> <p>木製建具の寸法取りができること。</p> <p>木取りができること。</p> <p>1 簡単な現寸図の作成ができること。</p> <p>2 木製建具の墨付けができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 器工具の調整及び使用ができること。</li> <li>4 ジグの製作及び使用ができること。</li> <li>5 木工機械による加工ができること。</li> <li>6 接合及び接合のための加工ができること。</li> <li>7 木製建具の部品の取付け及び組立てができること。</li> </ul>

4 基礎級建具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

建具製作職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主な建具の種類</p> <p>2 主な建具製作の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">木製建具手加工法</p> <p style="padding-left: 40px;">木材の乾燥の方法</p> <p style="padding-left: 40px;">木工機械の種類及び使用方法</p> <p style="padding-left: 40px;">木工用器工具の種類及び使用方法</p> <p style="padding-left: 40px;">木材工作の方法</p> <p style="padding-left: 40px;">組立て、仕上げ及び建付けの方法</p>	<p>建具の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥の方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類及び使用方法</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 木工のこ盤    ロ かんな盤    ハ 木工せん孔盤</p> <p>(2) 木工機械に附属するジグ及び工具の使用方法</p> <p>(3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類及び使用方法</p> <p>(2) 手工具の種類及び使用方法</p> <p>1 木材の木取りの方法及び材料の拾い出しの方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>2 木材の切削加工の方法に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鋸断                      (2) 平面切削                      (3) せん孔</p> <p>(4) 仕上げ切削</p> <p>3 接合に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 組手及び継手の加工方法</p> <p>(2) ほぞ、組手等による接合の適用箇所及び方法</p> <p>建付け及び金具類の取付けの方法について基礎的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 建具用材料の種類及び用途 木製建具手加工法 木製建具用材料の種類及び用途</p> <p>4 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験 材料の加工 木製建具手加工作業 木製建具の工作</p>	<p>1 木製建具に使用される木材及び木質材料の種類及び用途について基礎的な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる木材及び木質材料以外の木製建具用材料の種類及び用途について基礎的な知識を有すること。 (1) ガラス (2) 紙及び布製品 (3) 木製建具用金具類</p> <p>3 木製建具製作に使用する接着剤の種類及び用途について基礎的な知識を有すること。 建具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、換気装置並びに保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 建具製作作業に関して発生するおそれのある災害並びに疾病の原因及び防止対策 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置 (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (9) 合 図 (10) 服 装</p> <p>1 木製建具の墨付けができること。 2 器工具の使用ができること。 3 ジグの使用ができること。 4 木工機械による加工ができること。</p>